

「児童手当の制度改正」に関する Q&A 【令和 6 年 9 月 11 日時点】

No.	質問	回答																								
1	児童手当の制度改正についての書類が届きません。	<p>児童手当の制度改正についての書類は、現在酒田市から児童手当・特例給付（以下「児童手当」）を受給者している方に送付しています。</p> <p>また、所得上限限度額以上のため児童手当が支給されなくなった方や高校生以上を養育する世帯にも送付しています。（本市から児童手当の支給を受けたことがない方、児童が別居している方を除く。）</p> <p>申請が必要な方で書類が届いていない方は、オンライン申請、郵送または窓口においていただくか、問い合わせください。</p>																								
2	大学生年代（22 歳に達する年度末）まで、児童手当がもらえるようになったのですか。	<p>支給対象は高校生年代（18 歳に達する年度末）までになります。大学生年代までに拡充するのは、第 3 子のカウント対象の範囲になります。</p> <p>例）14 歳（中 2）、16 歳（高 1）、21 歳（社会人）を養育する場合、</p> <table border="1" data-bbox="1099 850 1733 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">旧制度</th> <th colspan="2">新制度</th> </tr> <tr> <th>手当額</th> <th>第〇子</th> <th>手当額</th> <th>第〇子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21 歳</td> <td>0 円</td> <td>—</td> <td>0 円</td> <td>1 子</td> </tr> <tr> <td>16 歳</td> <td>0 円</td> <td>1 子</td> <td>1 万円</td> <td>2 子</td> </tr> <tr> <td>14 歳</td> <td>1 万円</td> <td>2 子</td> <td>3 万円</td> <td>3 子</td> </tr> </tbody> </table>		旧制度		新制度		手当額	第〇子	手当額	第〇子	21 歳	0 円	—	0 円	1 子	16 歳	0 円	1 子	1 万円	2 子	14 歳	1 万円	2 子	3 万円	3 子
	旧制度			新制度																						
	手当額	第〇子	手当額	第〇子																						
21 歳	0 円	—	0 円	1 子																						
16 歳	0 円	1 子	1 万円	2 子																						
14 歳	1 万円	2 子	3 万円	3 子																						
3	大学生年代（22 歳に達する年度末）の児童を第 3 子のカウント対象に数えることができるかとあるが、社会人でも対象になるのか。	<p>社会人の子でも、受給者（親）から子に対する以下 2 点の要件を満たしていれば、第 3 子のカウント対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日常的な世話または定期的な連絡・面会等をし、監護相当であること 2. 生活費（食費・家賃等）や学費等の生計費の負担があること <p>※1.2.両方の要件を満たさない場合は、カウント対象になりません。</p>																								

「児童手当の制度改正」に関する Q&A 【令和 6 年 9 月 11 日時点】

No.	質問	回答
4	小学生、中学生及び高校生を養育し、現在酒田市から児童手当をもらっている者ですが、今回の改正に伴い、何か手続きは必要なのか。	<p>現在酒田市から児童手当を受給中の方は、以下両方に該当する方のみ、申請が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学生年代の児童を養育している方 2. 大学生年代以下の児童が3人以上いる方 <p>※1.2.どちらにも該当しない方または一つだけに該当する方には、手続きなしで令和6年12月から制度改正後の手当額を支給いたします。</p> <p>※<u>現在酒田市から児童手当をもらっていない方</u>で、高校生年代以下の児童を養育している場合は、申請が必要です。お問い合わせください。</p>
5	大学生のこどもが酒田市に住所を置いたまま、市外で生活しているが、「認定請求書」や「監護相当・生計費の負担についての確認書」の住所記載欄について住民登録がある住所（酒田市）と生活実態がある住所（市外）のどちらを記載すればよいか。	<p>住民登録がある住所を記入してください。また、監護確認書の「申立人による監護相当の状況」欄も、住民登録の住所に合わせて記入してください。</p> <p>※生活実態は酒田市にあっても、住民登録が酒田市外にある場合は、住民登録のある市町村で児童手当の申請をしてください。</p>
6	個人番号とは何の番号ですか	マイナンバーのことです。マイナンバーカードの裏面に記載された12桁の番号です。